

## 中間決算公告

令和3年9月29日

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング  
 ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・  
 ナショナル・アソシエーション  
 (JPモルガン・チェース銀行 東京支店)  
 日本における代表者兼東京支店長 李家輝

### 中間貸借対照表 (令和3年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	3,595,221	預金	507,172
コールローン	465,000	外国為替	59,350
買入金銭債権	433	その他負債	1,114,756
有価証券	94,774	未払法人税等	214
貸出金	24,498	金融派生商品	974,611
外国為替	12,726	その他の負債	139,930
その他資産	1,056,305	賞与引当金	782
金融派生商品	974,106	繰延税金負債	29
その他の資産	82,199	支払承諾	10,252
有形固定資産	12	本支店勘定	3,832,520
無形固定資産	73	小計	5,524,864
前払年金費用	366	持込資本金	2,000
支払承諾見返	10,252	中間繰越利益剰余金	△1,276
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	67
本支店勘定	266,003		
合 計	5,525,655	合 計	5,525,655

〔 令和 3 年 1 月 1 日から  
令和 3 年 6 月 30 日まで 〕 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>6,100</b>
資金運用収益	△114
(うち貸出金利息)	( 187 )
(うち有価証券利息配当金)	( 69 )
役務取引等収益	1,921
その他業務収益	3,355
その他経常収益	938
<b>経常費用</b>	<b>6,227</b>
資金調達費用	△313
(うち預金利息)	( 70 )
役務取引等費用	242
その他業務費用	1,177
営業経費	5,122
<b>経常損失</b>	<b>△126</b>
<b>税引前中間純損失</b>	<b>△126</b>
法人税、住民税及び事業税	1
過年度法人税等	131
<b>法人税等合計</b>	<b>133</b>
<b>中間純損失</b>	<b>△260</b>
<b>繰越利益剰余金 (当期首残高)</b>	<b>△1,216</b>
(本店からの補填金)	200
<b>中間繰越利益剰余金</b>	<b>△1,276</b>

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

その他の有形固定資産は、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

その他の有形固定資産 4年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外本支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部及び財務部が共同して資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、及び親会社の運営する株式報酬制度にかかる将来の費用負担に備えるため、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。当中間期末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるしております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

## 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットリング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間期よりこれらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。これは、相殺適用対象であったデリバティブ取引が減少基調にあることに鑑み、当該取引の総資産および負債に占める割合が著しく低下したことにより、いたずらに総資産及び負債を過大に表示する場合は想定されなくなり、デリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債を相殺表示する必要性が薄れたため、原則に従い総額をもって表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、貸借対照表については「その他資産」の「金融派生商品」が2,409億円増加、「その他負債」の「金融派生商品」が2,409億円増加しております。

### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の該当はありません。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は4,993百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
為替決済の担保として、有価証券10,093百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品差入担保金75,121百万円及び保証金58百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、118,840百万円であります。このうち契約残存期間1年以内のものが52,938百万円あります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、9百万円であります。
7. 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権又は金銭債務として該当するものではありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

令和3年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、中間貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,595,221	3,595,221	-
(2) コールローン	465,000	465,000	-
(3) 買入金銭債権	433	433	-
(4) 有価証券 その他有価証券	94,774	94,774	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	24,498 0	24,498	-
(6) 外国為替 貸倒引当金(*1)	12,726 △12	12,713	-
(7) その他資産 金融商品等差入担保金	75,121	75,121	-
(8) 本支店勘定	266,003	266,003	-
資産計	4,533,766	4,533,766	-
(1) 預金	507,172	507,172	-
(2) 外国為替	59,350	59,350	-
(3) その他負債 金融商品等受入担保金	135,341	135,341	-
(4) 本支店勘定	3,832,520	3,832,520	-
負債計	4,534,385	4,534,385	-
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(504)	(504)	-
デリバティブ取引計	(504)	(504)	-

(\*1) 貸出金又は外国為替に対応する一般貸倒引当金を控除しております。尚、貸出金及び外国為替以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しい為、中間貸借対照表計上額にて計上しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 買入金銭債権

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

債券は取引所の価格又は合理的に算定された価格等によっております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは全て約定期間が短期間（1年以内）のもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形（買入外国為替）であります。これらは、満期のない預け金と貸出金、或いは約定期間が短期（1年以内）の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (7) 金融商品等差入担保金（その他資産）

金融商品等差入担保金は、短期で値洗いされるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (8) 本支店勘定

本支店勘定は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。

#### (2) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）も満期のない借入金であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 金融商品等受入担保金（その他負債）

金融商品等受入担保金は、短期で値洗いされるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 本支店勘定

本支店勘定のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、全て約定期間が短期間（1年以内）のもので、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）及び通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券 (令和3年6月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	93,767	93,664	103
	国債	93,767	93,664	103
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	93,767	93,664	103
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	1,006	1,012	△ 5
	国債	1,006	1,012	△ 5
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,006	1,012	△ 5
合計	94,774	94,677	97	

(注) 中間貸借対照表計上額は当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	710	百万円
賞与引当金	239	
ソフトウェア	986	
その他	<u>1,398</u>	
繰延税金資産小計	3,335	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 710	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△ 2,512</u>	
評価性引当額小計	<u>△ 3,223</u>	
繰延税金資産合計	112	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	29	
前払年金費用	<u>112</u>	
繰延税金負債合計	142	
繰延税金資産 (負債) の純額	<u>△ 29</u>	百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
 当中間会計期間 (令和3年6月30日)

(百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	536	-	174	710
評価性引当額	-	-	△536	-	△174	△710
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(中間損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  
2. 本店経費負担額 1,064 百万円  
 当該負担額の内訳は次のとおりです。
  - (1) 直接経費 (派遣職員給与等) 54 百万円
  - (2) 間接経費割当額 1,009 百万円